

入札公告（役務の提供等）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年12月24日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 酒井 洋一

1. 内 容

(1) 件名及び数量

那覇港港湾業務艇整備(第2次) 一式

(2) 特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結後の翌日から平成23年3月24日まで

(4) 履行場所 沖縄本島内の整備工場（造船所等）

2. 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成22・23・24年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等（船舶整備）」のうち、「C」または「D」の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない者も参加表明書の提出をすることができるが、この場合、入札の日時までに競争参加資格の認定を受けなければならない（会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 資料提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和60年8月6日付け総会計第642号）」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成12年4月1日以降に船舶整備の受注実績を有すること。
- (6) 請負者の利用可能な整備工場（造船所等）を有していること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (8) 仕様書及び入札説明書の受領を済ませていること。
- (9) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目6の11

那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係

TEL 098-867-3710 FAX 098-860-8453

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及方法

平成22年12月24日～平成23年1月27日

国土交通省電子入札システム <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
よりダウンロードするか、上記3.（1）で交付を受けること。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限及び場所

平成23年1月13日 17時15分

国土交通省電子入札システム <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
より提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更した場合は、上記3.（1）に提出すること。

(4) 入札書の提出期限及び場所

平成23年1月27日 16時00分まで

場所は、上記3.（1）と同じ。

(5) 開札の日時及び場所

平成23年1月28日 13時30分

那覇港湾・空港整備事務所入札室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 電子入札システムの利用

本件は、資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものである。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、提出資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

- ① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。この場合、当該調査に協力しなければならない。

- ③ 原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) その他詳細は入札説明書による。

